

## 外国法人から 日本法人へ出向した 労働者の契約の準拠法

北海学園大学教授

村上 愛

MURAKAMI AI

渉外判例研究会

東京地裁平成 25 年 12 月 18 日判決

平成 24 年(ワ)第 4454 号・第 6866 号, X 対 Tulett Prebon (Hong Kong) Limited・Tulett Prebon Europe Limited, 地位確認等請求事件・不当利得等反訴請求事件/労働判例ジャーナル 24 号 6 頁/参照条文: 法の適用に関する通則法 12 条

### 事実

平成 20 年 12 月 15 日, Y<sub>1</sub> 社(香港法に準拠して設立された T グループの証券会社)は, 日本に設立予定のグループ会社の経営を担当するディレクターとして, X(英国出身で平成 11 年から日本在住)を採用した。X は, Y<sub>1</sub> との間で, 「Employment Agreement」(以下, 「本件契約」という。準拠法は香港法)と題する契約とともに, J 社(T グループの日本法人)へ出向する旨の契約を締結した。本件契約によれば, 勤務開始日は平成 20 年 12 月 1 日, 勤務期間は最短 2 年とされ, Y<sub>1</sub> が給与のほか住宅手当や海外勤務手当等を負担するものとされていた。平成 21 年 3 月 11 日, X は, Y<sub>1</sub> との間で, X の出向先を J から Y<sub>2</sub> 社(英国法に準拠して設立された金融商品取引業

を目的とする T グループの会社)の日本支店へ変更する旨の出向契約を締結した(2つの出向契約を以下, 「本件出向契約」という。いずれも準拠法は日本法)。なお, J と Y<sub>2</sub> への出向は実質的には同内容であり, X の業務内容等に特に変化はなかった。Y<sub>1</sub> は, 平成 22 年 12 月 12 日頃, 契約期間を 1 年とする更新契約案を X に提示したが, 契約書の署名等はされず, その後も X に対して従前と同様の給与等が支給されていた。平成 23 年 7 月 26 日, Y<sub>1</sub> は, X に対して, 同年 8 月 25 日付で本件契約を解除し, Y<sub>2</sub> への本件出向契約も同日付をもって終了する旨を通告した。これに対して, X は, 本件契約の解除は無効であるとして, 雇用契約上の地位の確認及び未払賃金の支払を求めた。Y<sub>1</sub> 及び Y<sub>2</sub> (以下, 「Y ら」という)は, 反訴として, ①本件契約の更新は錯誤無効又は詐欺取消しが可能である, ②X の虚偽報告等の行為は不法行為又は債務不履行に該当する, ③本件契約更新後に X に対して交付した報酬や各種補助等には法律上の原因がなく, X が不当に利得したものであると主張した。

### 判旨

一部認容, 一部棄却。

本件契約の性質及び準拠法について, 「X は, T グループが東京で行うエクイティ・デリバティブ事業の営業部門のトップ, 責任者として, A や B の指揮命令下において, 自らがブローカーとして営業を行いつつ, 同部門の各ブローカーの管理監督を行う立場にあったというべきである。そして, 本件契約及び本件出向契約においても, その標題や標準約款の添付……, 取締役の兼任というような形式ではなく, Y<sub>1</sub> からの出向契約という形式で, X の実際の勤務場所等や勤務内容を明らかにしていること, T グループ内, 各会社, 各支店における X の経営責任等の具体的内容については, 何ら記載されていないことなどを考慮すると, 本件契約及び本件出向契約は, 上記のような実態に即したものとして締結されたというべきである。」「そうすると, 本件契約及び本件出向契約は, T グループ内における位置付けや意味合いはともかく, その形式や内容, X の勤務実態等に照らしても, 実質的には, わが国における労働契約の性質を有するものというべきである。」「したがって, その準拠法は, 本件出向契約において準拠法として合意され, また, 主として日本において勤務していた X の労働契